

国会公契第 22 号
国官参イ第 241 号
令和 8 年 3 月 23 日

各地方整備局 総務部長 殿
 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 会計課長
 参事官(イノベーション)
 (公印省略)

機械設備工事における週休 2 日の取組方針について

建設業の働き方改革を推進する観点から、週休 2 日の確保にあたって必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、週休 2 日工事の取組状況等を踏まえ、令和 8 年度以降に発注する工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. 令和 8 年度以降の週休 2 日の取組方針

他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、適切な方法により取り組むものとする。

なお、これまで実施してきた週休 2 日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とし、今後は費用計上等を実施しないものとする。

2. 多様な働き方の支援

多様な働き方を支援する観点から発注者は、施工期間・時間等の変更について受注者から協議があった場合には、丁寧に協議に応じるものとする。

附 則

1 本通知は、令和 8 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事に適用する。

2 以下の通知（以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和 8 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

(1) 「機械設備工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」
（令和 7 年 3 月 14 日付け国会公契第 48 号、国官参イ第 168 号）

(2) 「機械設備工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」
の運用について」（令和 7 年 3 月 14 日付け国会公契第 49 号、国技施第 7 号）